



幼児教育の無償化

制度の概要と必要な準備

令和元年6月4日
省
文部科学省
幼児教育課
岩岡寛人

キーワード

1. 私学助成
学園の運営形態
施設型給付/認定こども園
 2. 償還支給 と 現物支給
 3. 64時間/月
- ※ EJC D-kids 対象外



幼児教育・保育の無償化後の「保育料」について

<無償化前>

		保育料 (月額)
私学助成園	満3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
子ども 子育て 支援 新制度 対象園	1号 共働き家庭以外等の 満3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
	2号 共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
	3号 共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)

<無償化後>

保育料 (月額)	+	預かり保育等利用料 (月額)
所得にかかわらず 25,700円を上限に無償化 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 ※共働き家庭等の場合のみ
所得にかかわらず 0円(不徴収)	+	所得にかかわらず 11,300円を上限に無償化 ※共働き家庭等の場合のみ
住民税非課税世帯のみ 0円(不徴収)		

※ 認可外保育施設等：3歳～5歳は月額37,000円まで、0歳～2歳（住民税非課税世帯）は月額42,000円までの利用料を無償化。

私学助成園の施設等利用給付の2つの類型（償還払い、法定代理受領）

これまでの就園奨励費と同様、償還払いにするか代理受領にするかは市町村が柔軟に判断可能

託
児

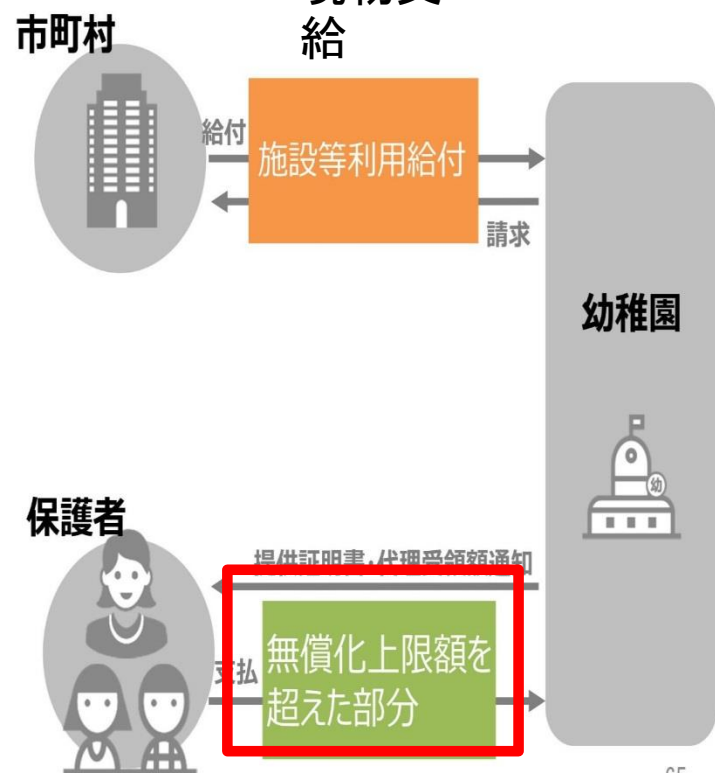
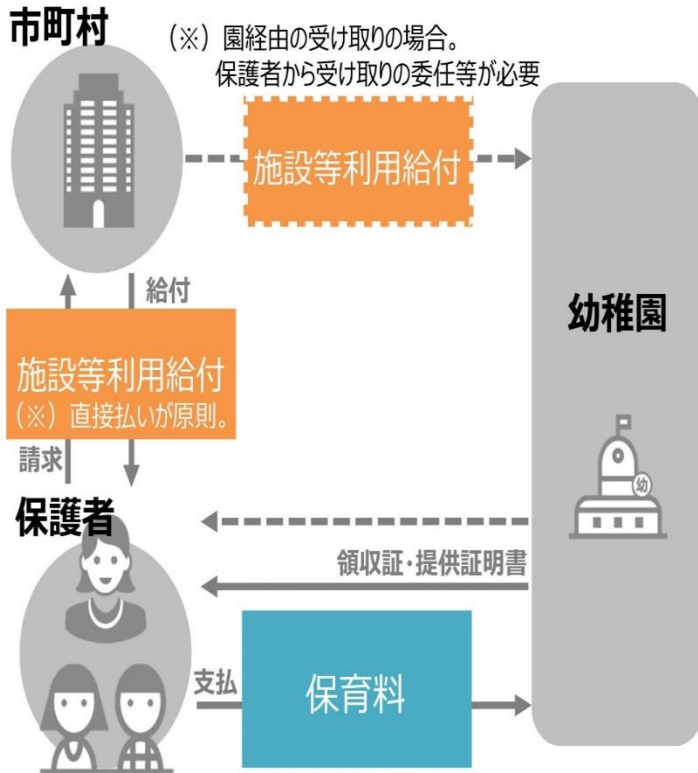
2. 償還支給 と 現物支給

月
謝

償還払い

法定代理受領

現物支給



対象者

幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども

- ① 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども（新2号）
- ② 満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども（新3号）

無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給

- ① 子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
- ② 子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円（認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

支払い方法

償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可

幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・ 幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・ その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施し、一時預かり事業同様の年齢別職員配置基準を満たすことが必要。質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の施設・設備等の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。



幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

平成30年12月28日 関係閣僚合意

○ 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

● 3～5歳：幼稚園 保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育の利用料を無償化

- ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚園0.04万円）まで無償化
- ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
- ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持し、施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）

● 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

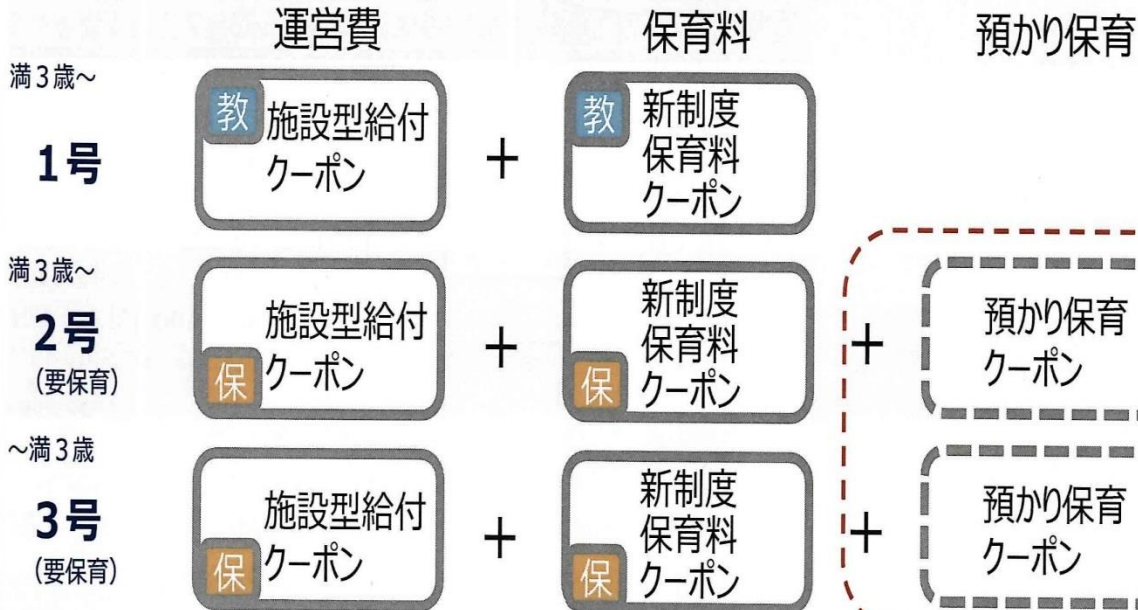
(2) 幼稚園の預かり保育

● 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて月額1.13万円までの範囲で無償化

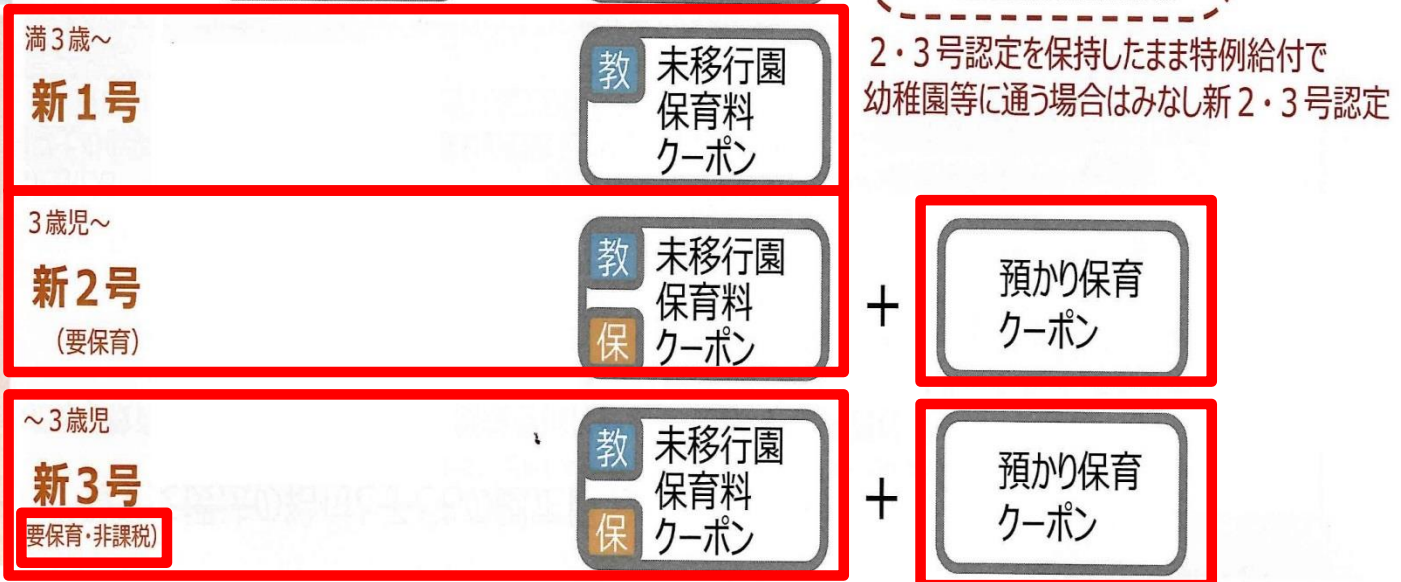
- ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
- ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一部預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分 (大まかなイメージ)

子どものための
教育・保育給付



子育てのための
施設等利用給付



保護者様月々にかかる費用

1. 月謝 26,700円 — 25,700円 1,000円
条件 「新1号認定」が必要/全員

2. 託児 450円/日 11,300円/月
条件 「新2号認定」/年少~年長 64時間/月等

450円/日 16,300円/月
条件 「新3号認定」/満3歳児/Penguinのみ
64時間/月等 500万/年以下横須賀市のみ

3. 給食 対象外 給食の概念無